

資料 2
(事業者資料①)

国道8号 彦根～東近江（仮称）滋賀県環境影響評価審査会小委員会意見

No	項目	委員	審査会（令和5年10月30日）での意見（要旨）	意見に対する事業予定者の見解
1	廃棄物	水原委員 （廃棄物）	廃棄物について、コンクリート塊の発生量が0となっているが、想定されているルート上に既存の排水構造物や道路側溝がないという理解でよいか？	予測時点の施工計画ではコンクリート塊の発生が想定されなかったため、発生量は0としておりますが、詳細設計の段階において、再度詳細に廃棄物の発生量を把握し、リサイクル計画を作成した上で、適切に再利用、再資源化に努めます。なお、評価書においては、予測結果の表の下に注意書きで「 発生量は、現時点で発生が予測される数量を示す。 」という文言を追記します。
2	廃棄物	水原委員 （廃棄物）	発生が想定される施設として排水構造物、道路側溝と記載しているのに、予測結果が0m ³ となっているので、上記回答の内容を準備書にも記載した方がよい。	
3	大気質	東野委員 （大気質）	大気質の予測式等の細かいミスを修正されたい。【別途連絡する】	
4	大気質	東野委員 （大気質）	準備書p11-1-36に「NO2及びSPMが抑制される」と記載されているが、何が抑制されるのか？	ご指摘を踏まえ、評価書において修正致します。（※資料4：P4-1～4-8参照）
5	大気質	東野委員 （大気質）	弱風時のトンネル明かり部の拡散式がない。	
6	粉じん等	東野委員 （大気質）	建設機械の稼働と工事用車両の運行が同時に起こっており、両者を含めた粉じんによる環境影響評価が必要ではないか？	技術手法には、「ユニットを構成する建設機械は、「国土交通省土木工事積算基準」を参照のこと」と記載があり、「国土交通省土木工事積算基準」において、「土砂掘削」を例に参照すると、作業としては、「掘削作業」「積込作業」「運搬作業」があり、「バックホウ」や「ダンプトラック」を使用することが確認できるため、準備書には、現状の出典として技術手法を記載するのみとして、追記は行わない方針とさせていただきます。
7	粉じん等	東野委員 （大気質）	上記回答の内容を準備書にも記載した方がよい。	
8	景観	林委員 （景観）	景観について、滋賀県や各市町の景観計画の内容は踏まえて予測評価しているのか？	
9	景観	林委員 （景観）	景観は定義的に評価することは難しく、見込み角等の絶対値だけでなく景観要素も踏まえた関係性で評価されるべきであると考えます。今回の予測結果は、地域の方々の景観の認識と乖離した評価になっているように思う。各市町の景観計画の内容や守るべき景観資源を認識した上で評価するべきではないか。	対象道路は滋賀県景観計画等で指定された景観重要区域及び景観重要区域以外の区域（景観計画区域）を通過しているため、景観の予測評価にあたっては、「滋賀県景観計画」（令和4年3月、滋賀県）、「彦根市景観計画」（平成19年6月、彦根市）、「近江八幡市風景計画（全市計画編）」（平成28年7月、近江八幡市）、「東近江市景観計画」（平成23年2月、東近江市）で定められている良好な景観形成に関する考え方、良好な景観の形成に関する方針等に配慮しています。
10	景観	林委員 （景観）	構造やデザインの検討の時点で初めて景観計画の内容を把握するのではなく、予測評価の段階において景観計画で定められているその地域の重要な景観資源に対する評価をしないと実効性のある評価にならないのではないかと。	具体的には、景観の予測地点については、主要な眺望点から視認される景観資源と各景観計画における景観形成に関する考え方（ゾーニング等）との関係から、地域の景観特性を踏まえた地点を選定していると考えております。また、環境保全措置についても各景観形成に関する考え方等において示された内容を踏まえたものとして考えております。以上より、各自自治体の景観計画を踏まえた予測評価が実施できていると考えています。（※資料4：P4-9～4-24参照）
11	景観	林委員 （景観）	大事なものは地域の景観の骨格や土地利用がどのような影響を受けるか評価することだと思っておりますので、今後は各自自治体の景観計画で定められた大事にしたい景観の内容を踏まえた上でどのような影響があるか整理した方がよい。	
12	動物	畠委員 （動物）	動物の保全措置には、重要な種の生息環境に配慮するとの記載はあるが、種の特性に配慮している旨が読み取れない。種の特性に配慮することも重要であるため、「種の特性を踏まえて」という文言を追記できないか。	ご指摘を踏まえ、評価書において環境保全措置の検討結果の整理（表11-7-40等）の注釈に、以下のとおり追記致します。 注）環境保全措置の具体化の検討時期は、事業実施段階とし、最新の技術指針や 保全対象種の特性 等を踏まえて決定する。
13	その他	和田専門委員 （水質）	12章の総合評価について、予測し得なかった影響に気候変動の影響も追記できないか。	準備書第12章（P12-1）において、以下のとおり、ご指摘頂いた気候変動の影響についても含んだ趣旨で記載させて頂いていることから、現記載のままとして頂きたくと考えております。 また、事業実施段階及び供用後の周囲の生活環境（土地利用の変化）や 自然環境の状況変化 、規制区域及び環境基準の変更並びに交通量等について、関係機関と協力し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切に把握するものとし、さらに、本環境影響評価では、環境に及ぼす影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を講じることとしていますが、現段階で予測し得なかった著しい影響がみられた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。
14	その他	東野委員 （大気質）	事業による温室効果ガスの影響について検討することが望ましい。予測評価にあたっては、国総研の事例を参考にされたい。	対象道路の整備による現国道8号の渋滞緩和等に伴い、温室効果ガス排出量の削減効果が期待されます。温室効果ガスに関する記載については、知事意見に対する見解に記載のとおり、評価は行わないこととし、準備書第3章の配慮事項において記載した内容にとどめさせて頂きたいと考えております。 なお、事業実施段階において、事業による整備効果として、温室効果ガス排出量の削減効果をお示しすることを検討致します。（※参考資料3：P3-1,2参照）